

令和 6 (2024) 年度 中東等産油・産ガス国投資等促進事業
調査・情報収集／個別市場調査 「サウジアラビアにおける医療機器等調達方式の動向調査」
事業調査業務委託先の公募要領

2024 年 8 月 9 日
一般財団法人 中東協力センター

1. 本調査の背景と目的

サウジアラビア政府は 2016 年に発表した「サウジビジョン 2030」に基づき、社会・経済・文化面での大胆な改革を進めている。同ビジョンは「活気ある社会作り」を一つの柱に掲げ、ヘルスケア・教育・社会福祉等の公共サービス充実に重点を置き、ヘルスケア分野において「平均寿命を 74 歳から 80 歳に延ばす」「医療サービス提供地域の割合 100%達成」を数値目標として掲示している。同ビジョンにおけるもう一つの柱は経済活性化であり、その推進のため民営化に舵を切り、「民間部門の GDP 寄与度」を 40%から 65%に上げる数値目標も示されている。

サウジアラビア政府が注力するヘルスケア分野においても民営化の流れが及ぶと想定される。さらに、新設された Health Holding Company (HHC) が保健省から一定の役割・機能を引き継ぎ、ヘルス・クラスターを通じて医療サービスの質向上を図る、保健省は公的医療サービス提供主体から公的機関と民間部門を管掌する立ち位置へ替わる、との政府発表も確認されている。

斯様な動きを通じて、同政府が同国の医療サプライチェーン全体を包括的に変革することも想定される中、日本企業は、一連の変革に伴う、購買主体や方式、提供サービス内容の変更に関心を寄せている。さらに「RHQ プログラム」導入を一例とする外国資本企業による事業展開方法（投資、サービス運営、販売等）にも変化が起きており、その相互作用に注目している。

一般財団法人中東協力センター（以下 JCCME）では、2023 年度「サウジアラビア医療実状調査」において、医療インフラへの投資を促し、特に、医療サービス、医療機器、デジタルヘルスの主要 3 セグメント育成を国家施策として推進する実状を調査した。これを受けて、2024 年 3 月に「サウジ医療セミナー」を開催し、日本企業が持つ医療分野の強み、課題、事業展開可能性につき発表した。

2024 年度においては、「サウジビジョン 2030」に伴う一連のビジネス環境・方式等の変化・変更に関連して、日本企業が医療・ヘルスケア分野で事業展開を図るにあたり、把握すべき事項、今後求められる対応、ならびに浮かび上がる課題等を調査、分析する。

2. 調査内容

「サウジアラビア医療機器等調達方式の動向調査」を以下の要領で実施する。

- ・事前調査：サウジアラビアで現にビジネス遂行し、並びに今後進出を企図するヘルスケア関連日本企業にヒアリングを実施し、一連の環境・方式等の変化・変更から派生してくる課題・ニーズを抽出する。それを踏まえて、現地側調査項目の洗出しを行う。
- ・現地調査：サウジアラビア現地において、事業展開に必要な事項（医療関連組織の全体図

および鍵となる組織・各役割の把握、購買の流れ、必要な資格等)について調査する。

・調査候補組織：

- 保健省
- 投資省
- NUPCO (National Unified Procurement Company)
- NCP (National Center for Privatization)
- HHC
- 各ヘルス・クラスター

・分析と報告：上記調査に、文献調査を加え、分析を行い、報告書にまとめる。

3. 成果物

・ 調査報告書 1部

- ① 報告書の言語は日本語とし、引用先リスト、面談録、写真等のページを除き、調査・検証結果、提案、評価、図表・統計等を含めた A4 サイズ 30 ページ以上の報告書を提出のこと。
- ② 報告書には次の内容も含めること
 - ・ 医療・ヘルスケア分野における調達方式や調達元に関わる最新動向、従来方式との変更点、新方式における課題の分析と評価
 - ・ 医療・ヘルスケア分野に進出を希望する日本企業が直面する課題、及びその対応策
- ③ 現地調査終了後、簡易版調査報告書の提出および報告会を実施する。
- ④ 調査完了後の詳細版調査報告書提出後、要点をまとめた報告会を実施する。
- ⑤ 詳細版調査報告書は、紙媒体および電子媒体の双方を提出のこと。
- ⑥ 詳細版調査報告書の提出期限は、「2024年11月29日(金)正午」とする。

4. 契約期間

・ 契約締結日から 2024 年 12 月 24 日 (火) まで。

5. 応募書類

下記(1)~(4)の応募書類はいずれも A4 サイズとし、(5)を除いて様式は自由。

- (1) 調査提案書 (様式自由。但し、表紙は別添 1 の様式を用い、提案書には以下項目を明示すること)
 - ・ 調査実施計画：調査の具体的方法と内容、訪問予定企業・団体名等を明記
 - ・ 調査体制：総括者を含む調査員の氏名、部署名・役職名、役割分担 (業務内容)、メールアドレスを一覧表で明記。
 - ・ 調査スケジュール
 - ・ その他：調査実施に必要な項目
- (2) 調査費用積算内訳書 (形式自由)

- ・ 調査員人件費、出張旅費、現地活動費、資料購入費、報告書作成費、管理費等、本調査に要するすべての費用を計上すること。
- ・ 各費用について積算明細と費用内容を明示すること。
- ・ 人件費計上における時間単価は、算出根拠（社内規定等）を明示できるものを使用すること。

(3) 類似調査実績一覧（形式自由）

(4) 応募企業概要（会社概要、業務実施における特筆すべき知見・知識・経験等）

(5) 暴力団排除に関する誓約書（別添2）

6. 応募書類の提出方法と提出期限

(1) 提出方法： 以下のいずれかの手段にて提出すること。

① 郵送：紙媒体またはCD-ROM等による電子媒体

② メール：書類データはWord、Excel、PowerPoint、PDFのいずれかの形式とし、パスワード付きの圧縮ファイル(Zip等)にて担当者全員（後掲）のメールアドレス宛に送信。

(2) 提出期限：

2024年8月23日（金）正午必着分までとする。

(3) 応募書類の提出先および応募に関する問い合わせ先

〒102-0082 東京都千代田区一番町8番地 住友不動産一番町ビル6階

（一財）中東協力センター

担当： 十川 sogawa@jccme.or.jp

宮下 miyashita@jccme.or.jp

塩谷 shiotani@jccme.or.jp

7. 応募資格

(1) 日本法人（登記法人）であること。

(2) 業務を円滑に実施するために十分な人員体制、経営基盤を有し、法令遵守・金銭管理面で適切な管理能力を備えていること。

(3) 受託業者は、受託事業社員もしくは受託業者が本件業務委託期間中に手配する第三者等が知りえた秘密事項については、委託期間中はもとより、委託期間終了後も他に漏洩しないよう本件業務に関わる関係者に対し、指導・管理責任を有すること。

(4) 経済産業省所管補助金交付等の停止および契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29 会課第1号）別表第1および第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

(5) 暴力団排除に関する誓約書を提出すること。以下のいずれにも該当しないことを誓約する誓約書を提出。

① 契約の相手方として不適当な者

（ア）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその

者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること。

(イ) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。

(ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

(エ) 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていること。

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。

② 契約の相手方として不適当な行為をする者

(ア) 暴力的な要求行為を行うこと。

(イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行うこと。

(ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為を行うこと。

(エ) 偽計又は威力を用いて契約担当者等の業務を妨害する行為を行うこと。

(オ) その他前各号に準ずる行為を行うこと。

③ 上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。

8. 評価基準

(1) 以下項目を勘案し、総合的に応募者を評価します。

- ・ 提案内容の充実度および有益性
- ・ 提案金額とその内訳、経費構成の妥当性
- ・ 調査分野に対する専門的知見・知識の有無
- ・ 医療分野における類似調査の実施実績の有無
- ・ 調査対象国での調査に必要とされる言語能力（英語）および日本での報告書作成能力を有すること
- ・ コンプライアンス対応

※ 評価は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じて問い合わせや追加書類の提出を求める場合があります。

9. 選定結果の通知

- ・ 2024年8月26日以降を目途に選定された応募者にメールで通知するとともに、JCCME ウェブサイト上（以下 URL）で公表します。

<https://www.jccme.or.jp/15/15-00.html>

10. 個人情報の取り扱いについて

応募に際して提出された個人情報は、本事業に関する事務に使用するとともに、弊団・個人情報保護方針に則り、適正に管理します。

「一般財団法人中東協力センター個人情報保護方針」

<https://www.jccme.or.jp/16/16-01.html>

11. その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された書類は無効とします。
- (2) 公募参加資格の無い企業／法人の提出書類等は無効とします。
- (3) 提出書類の返却はしません。
- (4) 本事業の応募に関し、製作・準備等に係る全ての費用は応募者負担とします。
- (5) 選定過程、選定理由および選定結果に関する問い合わせは不可とします。
- (6) 本件手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本通貨に限ります。

以上